

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		消防局総務課		093-582-3802			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
自家用電気工作物保安業務委託	一般社団法人九州電気管理技術者協会北九州支部	3,766,884	令和6年3月21日	2度の入札を行うも落札者がなく、予定価格と入札金額の乖離が些少であったため、随意契約を行ったもの。	自治法 施行令 第8号	3,781,800	—
消防局庁舎昇降機保守点検業務委託	三菱電機ビルソリューションズ株式会社北九州支店	1,742,400	令和6年3月18日	商習慣上、複数年度にわたる期間を前提とする業務であるため、初年度は競争入札を実施し、以後は随意契約としているため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	—
令和6年度 消防通信指令システム 保守業務委託	日本電気株式会社九州支社	151,221,840	令和6年3月21日	消防通信指令システムは、119番通報の受付から、その後の消防活動全般を支援する市民の生命に直結したシステムであり、その性質上24時間365日安定した稼動が要求される。 当該システムは、日本電気株式会社が独自に構築したシステムであり、日本電気株式会社以外の業者による保守業務は不可能であるため、日本電気株式会社と契約を締結したもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で継続性がある)	長期継続契約 (令和6年度分)
令和6年度 映像系システム 保守業務委託	日本電気株式会社九州支社	24,611,400	令和6年3月21日	映像系システムは、高所監視カメラ設備、ヘリコプターテレビ伝送システム及び衛星地球局設備を指し、消防活動を支援する情報通信設備である。また、その性質上24時間365日安定した稼動が要求される。 当該システムは、日本電気株式会社が独自に構築したシステムであり、日本電気株式会社以外の業者による保守業務は不可能であるため、日本電気株式会社と契約を締結したもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で継続性がある)	長期継続契約 (令和6年度分)
令和6年度 NET119緊急通報システム 保守業務委託	株式会社ドーン	1,584,000	令和6年3月21日	NET119緊急通報システムは、聴覚又は音声・言語機能の障害や疾病等があり、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等を用いて緊急通報を行うシステムで、その性質上24時間365日安定した稼動が要求される。 当該システムは、株式会社ドーンが構築したシステムであり、株式会社ドーン以外の業者による保守業務が不可能であるため、株式会社ドーンと契約を締結したもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で継続性がある)	長期継続契約 (令和6年度分)

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		消防局総務課		093-582-3802			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度 多重無線設備保守業務委託	JRCシステムサービス株式会社	3,740,000	令和6年3月21日	多重無線設備は、消防救急無線システム、防災行政無線システム及び画像伝送システムと接続し、それらのデータを伝送するため重要無線回線として運用を行っており、日本無線株式会社が構築した独自のシステムである。本設備は平成22、23年度に構築を行い、平成24年度から運用開始している。 本設備には日本無線株式会社の機器及びアプリケーションが集約されており、日本無線株式会社以外の業者による保守契約が困難であったため、これまで日本無線株式会社と特命随意契約を締結してきた。 また、令和元年度からは、保守点検業務を日本無線株式会社の完全子会社である「JRCシステムサービス株式会社」へ移管している。よって、JRCシステムサービス株式会社と契約を締結したもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約で 継続性がある)	長期継続契約 (令和6年度分)

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		消防局救急課		093-582-3820			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度呼吸管理装置保守点検業務委託	株式会社キシヤ北九州支店	1,544,400	令和5年11月10日	呼吸管理装置はコーケンメディカル（株）が製造しており、傷病者搬送中において人工呼吸等の呼吸管理を行う医療機器で、医薬品医療機器等法第2条第5項に定める高度管理医療機器に該当し、機器の状態を良好に保つ必要があり、次の理由から特命業者による保守点検が必要である。 ①適切な保守点検を行うためには、専門研修を受講した点検技術者とコーケンメディカル（株）のみが所有する専用の点検機器が必要。 ②コーケンメディカル（株）と代理店契約を締結する（株）キシヤは、当該機器の点検が行える点検技術者がおり、専用の点検機器を保有する。 ③コーケンメディカル（株）に確認したところ、当該会社が指定した業者以外の保守点検では十分な保証を行うことができないとのこと。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	—
令和5年度患者監視装置保守点検業務委託	日本光電工業株式会社九州支店 医療圏営業一部 北九州営業所	1,848,000	令和6年1月18日	患者監視装置は全て日本光電工業（株）が製造し、患者搬送中においても心電図・血圧・脈拍・血中酸素飽和度の測定が可能な観察用資器材で、医薬品医療機器等法第2条第5項に定める高度管理医療機器に該当し、機器の状態を良好に保ち、不良時は直ちに修繕を行う必要がある。また、次の理由から特命業者による修繕が必要である。 ①適切な修繕を行うためには、専門研修を受講した修繕技術者と日本光電工業（株）のみが所有する専用修繕機器が必要で、日本光電工業（株）九州支店は、修繕技術者及び専用修繕機器の両方を保有。 ②日本光電工業（株）に確認したところ、当該会社以外による修繕では十分な保証を行うことができないとのこと。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	—
令和6年度救急廃棄物処理（処分）業務委託	株式会社ビートルエンジニアリング	単価 ・50ℓ容器 750円/個 ・20ℓ容器 450円/個	令和6年3月18日	救急廃棄物は、救急活動等で生じた感染性産業廃棄物であり、市から必要な許可を得た業者に委託し、確実に中間処理、最終処分する必要がある。 当該廃棄物を回収する容器は、手袋やガーゼ等を廃棄する容器と留置針（注射針）を廃棄する容器の2種類が存在し、各々単価が異なるため、複数単価契約となる。 複数の者から見積書を徴取した上で、個別交渉を行い、市にとって最も有利な価格を提示した者と契約を締結したものの。	自治法 施行令第2号	予定価格 （単価） 50ℓ容器・800円 20ℓ容器・500円	単価契約 50ℓ容器・1850個 20ℓ容器・3個 予定総額【税込】 1,542,559円 （産業廃棄物税 8円/個含む）

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		消防局救急課		093-582-3820			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度救急廃棄物処理（収集・運搬）業務委託	株式会社リオン	単価 ・50ℓ容器 500円/個 ・20ℓ容器 300円/個	令和6年3月18日	救急廃棄物は、救急活動等で生じた感染性産業廃棄物であり、市から必要な許可を得た業者に収集と運搬を委託し、確実に中間処理業者の処分場へ持ち込む必要がある。 当該廃棄物を回収する容器は、手袋やガーゼ等を廃棄する容器と留置針（注射針）を廃棄する容器の2種類が存在し、各々単価が異なるため、複数単価契約となる。 複数の者から見積書を徴取した上で、個別交渉を行い、市にとって最も有利な価格を提示した者と契約を締結したものの。	自治法 施行令 第2号	予定価格 （単価） 50ℓ容器・800円 20ℓ容器・500円	単価契約 50ℓ容器・1850個 20ℓ容器・3個 予定総額【税込】 1,018,490円

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		消防局警防課		093-582-33817			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格 (円)	備考
ガス測定器修理	株式会社重松製作所 九州営業所	2,070,123	令和5年11月20日	修繕対象のガス測定器は、理研計器株式会社製である。 メーカー保証を担保するため、理研計器株式会社から業務を委託されている株式会社重松製作所九州営業所と特命随意契約を行う必要がある。	自治法 施行令第2号	2,070,123	—
空気呼吸器修理	株式会社重松製作所 九州営業所	1,207,384	令和5年12月1日	修繕対象の空気呼吸器は、エア・ウォーター防災株式会社製である。 メーカー保証を担保するため、エア・ウォーター防災株式会社から業務を委託されている株式会社重松製作所九州営業所と特命随意契約を行う必要がある。	自治法 施行令第2号	1,207,384	—

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号